

ふくしま満天堂ブランド推進事業（6次化商品販路拡大事業） プロポーザル実施要領

1 事業の目的

本県では、豊かな農林水産資源を基盤とし、様々な地域の力（人材、資源、伝統）を活用して、魅力ある商品・サービスを生み出す取組を活性化することにより、新生ふくしまをけん引する新たな地域産業を創出するとともに、加工技術や食文化が継承される活力ある地域づくりを図るため、新ふくしま地域産業6次化戦略を策定し、「地域産業6次化」を推進している。

本事業では、6次化商品共通ブランド「ふくしま満天堂」のもと、本県農林水産物を活用した6次化商品が満天の星のように、福島県がスター商品であふれる未来を目指すため、県内外におけるテストマーケティングや商品改良・販路開拓等を一体的に支援し、売れ続ける商品づくりを推進する。

2 事業概要

1の目的を達成するため、以下の事業を行うこととし、効果的な実施方法を企画提案時に明示すること。

なお、本委託業務の履行のため、委託者が必要と認める業務が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定することとする。

(1) 県内における6次化商品のテストマーケティングの企画及び運営

ア 県内において、効果的に消費者の評価がとれる6次化商品のテストマーケティングを企画・運営すること。

イ テストマーケティングで取り扱う商品は登録制とし、県内に広く周知すること。

ウ 本事業の趣旨の理解促進を図るため、事業説明会を開催すること。

(2) 研修会の開催

「販売力強化」をテーマにした、実践に活かせる研修会を3回以上開催すること。

また、研修会後には個別相談会を設け、事業者のニーズに応じた相談に応じること。

(3) 商品の改善・販路の開拓等の支援

(1)のテストマーケティングの結果に基づき、登録事業者の意向に沿った支援を以下のとおり行うこと。

ア 商品の改善提案

イ バイヤー等に対し、販路開拓に向けた新規取扱提案

ウ 営業ツール（総合パンフレット）の作成

エ フィードバック資料（全ての登録事業者）の作成

オ その他必要に応じた支援

(4) 首都圏等における6次化商品のPR等

ア 県内におけるテストマーケティングのほか、首都圏等において6次化商品の認知度向上のためのPR等を6回以上実施すること。

イ 首都圏等の小売店及び米穀店等と連携したテスト販売を実施すること。

なお、テスト販売の実施にあたっては、必要に応じて、「ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業(販路拡大業務)」の取組と連携して効果的に行うこと。

(5) 大型商談会への出展

登録商品に適した複数の展示会へ出展し、バイヤーとのマッチングを図り販路開拓・拡大に向け支援すること。

(6) 特産品を活用した商品開発

県内の産地と量販店・小売店等の連携のもと、地域の特産品を活用した新商品の開発支援を1品以上行い、販売PRを行うこと。

(7) オンラインを活用した情報発信

「ふくしま満天堂」のホームページを中心に、オンラインを活用した情報発信を行うこと。

(8) 商品の表彰

テストマーケティングでの結果を踏まえ、プロ目線(百貨店や量販店のバイヤー、食の専門家等)による評価を行い、上位商品の表彰を行うこと。

3 契約額

49,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 契約期間

契約の日から平成31年3月31日(土)まで。

5 企画提案の内容

(1) 企画提案書には2の事業概要を踏まえ、以下、提案1～5について記載すること。

提案1：考え方

- ・本事業を実施する上での基本的な考え方。

提案2：事業の実施内容

- ・2の(1)～(8)についての具体的な提案。

提案3：本業務にかかる実施体制

- ・本事業の目的を達成するための業務実施体制についての提案。
- ・本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を明記すること。

提案4：積算見積書

- ・それぞれの費目ごとの内訳及び積算根拠を記載すること。

提案5：効果測定

- ・当事業で行うテストマーケティングの回数、また、何社・何商品程度の支援を予定しているかを具体的に設定すること。
- ・当事業で展開する商品力向上及び販路拡大に寄与する対策を評価するた

めの定量的な評価項目、その項目の現状数値と目標数値を設定すること。

(2) 平成27年度以降の国産農林水産物を原料とした食品に係る開発又は販売実績

(3) 類似事業の受託実績一覧（平成27年度～平成29年度）

(4) 様式

様式は任意とする、全体でA4版両面10枚（20頁以内）とする。なお、表紙、

(2) 及び(3)は枚数に含まない。

(必要に応じてA3版の折込も可とするが、2頁としてカウントする。)

(5) 提出部数

10部

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て参加者の負担とする。

※ 提出された書類等は返還しない。

6 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式：企画プロポーザル

ア 書面審査（一次審査）

期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるプレゼンテーション対象者を選定する。

イ 企画プレゼンテーション（二次審査）

一次審査で選定された対象者が、二次審査において企画提案書についてプレゼンテーションを実施し、これを総合的に評価し業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
1 考え方	10点	事業目的の理解・事業の的確性
2 事業の実施内容	50点	業務運営手法、募集方法、実施による効果、履行の計画性・確実性、販路開拓方法 等
3 業務の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力 等
4 事業費の妥当性	20点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効果的な予算計画 等
5 効果測定	10点	効果測定の方法 等

7 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書の様式については、福島県農産物流通課又は6次化情報ステーションのホームページからダウンロードして入手すること。なお、農産物流通課窓口又は郵送等での配布は行わない。

8 参加申込及び提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 書類：質問書（様式第1号）

イ 期限：平成30年3月9日（金）17時まで

ウ 方法：送付、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他：FAX又は電子メールで送信後、必ず着信確認をすること。

オ 回答：参加表明書により申込者に対し、提出された全ての質問及び回答を、
3月14日（水）17時までに全ての参加表明者に電子メールにて送信。

(2) 参加申込

ア 書類：①参加表明書（様式第2号）

②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）

イ 期限：平成30年3月14日（水）17時まで

ウ 方法：送付、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他：FAX又は電子メールで送信後、必ず着信確認をすること。

(3) 提案書等の提出

ア 書類：5の企画提案の内容のとおり

イ 期限：平成30年3月16日（金）12時まで

ウ 方法：送付または持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

9 一次審査結果の通知

(1) 期 日：平成30年3月20日（火）（予定）

(2) 審査方法：書面審査により決定。

(3) 通知方法：書面により郵送で通知。

なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は受け付けない。

10 プレゼンテーション（二次審査）

(1) 期 日：平成30年3月29日（木）（予定）

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知。

イ 時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）。

11 審査結果の通知

(1) 期 日：平成30年4月上旬（予定）

(2) 通知方法：プレゼンテーション（二次審査）参加者に対し、書面で通知。なお、審査結果に対する異議申し立てや質問は認めない。

12 主なスケジュール

平成30年3月 1日（木）

プロポーザル実施要領の公表

平成30年3月 9日（金）17時まで

質問書の提出期限

平成30年3月14日(水) 17時まで	質問書への回答
平成30年3月14日(水) 17時まで	参加表明書の申込期限
平成30年3月16日(金) 12時まで	企画提案書等の提出期限
平成30年3月20日(火) (予定)	書面審査(一次)結果の通知
平成30年3月29日(木) (予定)	プレゼンによる審査会(二次)
平成30年4月上旬 (予定)	審査結果の通知
平成30年4月中旬 (予定)	契約締結

13 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁 西庁舎5階)

福島県 農林水産部 農産物流通課(担当:寺山、岩沢)

電話 024-521-8041 FAX 024-521-7942

E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

14 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 平成27年度以降の国産農林水産物を原料とした食品に係る開発又は販売実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (4) 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」別表第2の措置要件に該当しない者であること。
- (5) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (6) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

15 不適格事項について

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

16 契約手続き

審査の結果、最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを行う。

なお、この者が、14の(2)から(4)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の見積合わせを行う。

17 その他

本事業により発生した権利、成果は全て福島県に帰属する。

プロポーザルで提案のあった回数、規模を下回ることはできない。

仮に提案書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能だが、委託料の減額となることがある。